

(様式2-4)

年 月 日

広島大学施設等一時使用許可書(兼 請求書)

〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人広島大学 契約担当職(分任契約担当職) 〇 〇 〇 〇(職印)

年 月 日付で申請のあった一時使用については、別記使用条件のもと許可します。

下記の振込先へ納付期限までにお振込みください。使用料の納付が完了した時点で許可が確定します。

記

1. 使用許可施設
2. 使用日時
3. 使用目的
4. 施設一時使用料 円(うち消費税相当額 円)
5. 使用料納付期限

振込先 広島銀行西条支店 普通預金 口座番号:〇〇〇〇〇〇〇〇

口座名義:広島大学(ヒロシマダイガク)

広島大学施設等一時使用にかかわる使用条件

1. 使用者は、本学施設を使用するときは、使用許可書を会計管理者(各部局等関係グループ職員及び警備員を含む。以下同じ。)に提示し、会計管理者の指示に従わなければならない。
2. 使用者は、第三者に転貸使用させてはならない。
3. 使用者は、使用許可を受けた施設等について、使用日時を変更し、又は使用を中止しようとするときは、使用日の2日前(土・日を挟む場合は直前の金曜日)までに当該会計管理者を経て、使用日時の変更にあたっては、理事(財務・総務担当)に願い出てその許可を受け、使用の中止にあたっては理事(財務・総務担当)に届け出なければならない。
4. 既納の使用料は返還しない。許可後、本学の都合により許可を取り消す場合には返還する。
5. 光熱水料等負担相当額は、使用料に含まれる。(ただし、冬季の休日における暖房運転業務に係る経費は除く。)
6. 次の各号の一に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更させることがある。
 - (1) 本学において当該施設を使用する必要性が生じたとき。
 - (2) 使用目的と相違し、又は使用条件を守らないとき。
 - (3) 使用料を納付期限までに納付しないとき。
 - (4) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (5) 前各号のほか管理上支障があると認めたとき。
7. 使用者は、施設の使用中に生じた一切の事故についてその責を負わなければならない。
8. 使用中の施設の内外の戸締り並びに使用後の火気の始末及び清掃をしなければならない。
9. 使用者が、施設又は物品を破損又は紛失したときは、本学職員の指示により速やかに修復し、又は損害を弁償しなければならない。
10. 使用にあたって出たゴミは全て持ち帰ることとする。
11. 使用が終わったときは、原状に復し会計管理者に届け出て確認を受けなければならない。